

【令和8年度 軽自動車税】

原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車・小型特殊自動車

車 種		税 率(年額)
特定小型原動機付自転車	0.6kw以下	2,000円
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他	5,900円

※新基準原付(総排気量125cc以下で最高出力を4.0kw以下に制限した原付)の税率は年額2,000円となります。

軽自動車(三輪・四輪以上)

最初の新規検査年月によって、適用される税率が異なります。

車 種			税 率 (年 額)		
			平成27年3月31日以前に 新規検査を受けた車両 (経過措置による旧税率)※1	平成27年4月1日以後に 新規検査を受けた車両 (新税率)※2	新規検査から13年経過した車両 《平成25年3月以前に新規検査》 (重課税率)※3
軽 自 動 車	三 輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四 輪 以 上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※1 最初の新規検査から13年経過するまでは、経過措置により旧税率が適用されます。

※2 平成28年度から新税率が適用されました。新規取得した電気自動車など一定の環境性能を有する車両は、その燃費性能に応じた区分により、当該取得をした日の翌年度分の軽自動車税が、1年に限り税率が概ね75%、50%、25%の割合で軽減されます。(詳しくは、下記のグリーン化特例による軽減税率をご覧ください。)

※3 新規検査から13年経過した車両は、平成28年度から重課税率が適用されました。但し、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車は除かれます。

「最初の新規検査年月」は、自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。

(自動車検査証)	車両番号	交付年月日	初度検査年月	←こちらに記載
	高知〇〇は〇〇〇〇	平成27年5月20日	平成22年5月	
	車台番号	乗車定員	最大積載量	

最初の新規検査から13年経過した車両とは？

初度検査年月が平成24年3月までの軽自動車は、昨年度までにすでに13年が経過しています。

※令和8年度(2026年度)から新たに重課税率が適用されるのは、自動車検査証の初度検査年月が平成24年4月～平成25年3月の車両です。

グリーン化特例による軽課税率

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に最初の新規検査を受けた車両で一定の環境性能を有するものは、取得をした日の翌年度分の軽自動車税が1年に限り次の税率が適用されます。

車種 ()内はグリーン化特例がない場合の税率	税率(年額)		
	電気自動車及び天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス基準適合)	ガソリン車(ハイブリッド車)	
		乗用: 令和2年度燃費基準+30%達成車	乗用: 令和2年度燃費基準+10%達成車
	(ア) 概ね75%軽減	(イ) 概ね50%軽減	(ウ) 概ね25%軽減
軽三輪 (3,900円)	1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪乗用自家用 (10,800円)	2,700円	—	—
軽四輪乗用営業用 (6,900円)	1,800円	3,500円	5,200円
軽四輪貨物自家用 (5,000円)	1,300円	—	—
軽四輪貨物営業用 (3,800円)	1,000円	—	—

(ア) 電気自動車または天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合、または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス10%低減)について税額が概ね75%減となります。

(イ) 平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車について税額が概ね50%減となります。

(ウ) 平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車について税額が概ね25%減となります。

- ※ 燃費基準値については自動車検査証に記載されています。
- ※ 三輪の税額イおよびウについては営業用の常用のものに限ります。

軽自動車税の減免について

身体に障害のある方又は知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により当該年度における軽自動車税の減免を受けることができます。また、生活保護を受けられている方についても減免を受けることができます。(減免台数は、1人1台に限ります。)

受付場所 中土佐町役場税務課、上ノ加江支所、大野見振興局地域振興課
提出期限 **令和8年5月25日(月)・・・期限を過ぎた場合は申請を受付できません。**

必要書類等

申請に際しては、下記のことを必ず持参してください。

- ・ 令和8年度軽自動車税納税通知書(5月上旬発送)
- ・ 自動車検査証
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳(いずれか該当するもの)
- ・ 運転免許証(マイナ免許証でも可)
- ・ 個人番号(マイナンバー)のわかるもの

(備考)

※原則として、賦課期日(毎年4月1日)において障害者の方ご本人名義の軽自動車等に限ります。
ただし、18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は、障害者の方ご本人と生計を一にする方の名義でも対象となります。

※普通自動車等を所有し、県税事務所で減免申請をされる方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

【軽自動車税についての問い合わせ先】

高知県高岡郡中土佐町久礼6663番地1
中土佐町役場 税務課 ☎ 0889-52-2214